

審査基準（公表用）

様式第3号
所管課 水産課

法令名	漁業法	法令番号	昭和24年法律第267号
手続名	漁業権の分割又は変更の免許	根拠条項	第76条第1項
審査基準	<p>1 次の各号の一に該当しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者が法第七十二条に規定する適格性を有する者でない ・海区漁場計画又は内水面漁場計画の内容と異なる申請である ・その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがある ・免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がない <p>2 免許申請に当たり次の手続を経ていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第一百七十七条第一項の規定により登録した先取特権若しくは抵当権を有する者又は同項の規定により登録した入漁権を有する者の同意 ・団体漁業権に係る申請については、水産業協同組合法の規定による総会の議決 ・区画漁業又は第一種共同漁業を内容とする団体漁業権については、上記の議決前に、その組合員のうち、当該漁業権の内容たる漁業を営む者（法第七十二条第二項第二号の要件に該当することにより同項の規定により適格性を有するとされた者に係る団体漁業権にあつては、当該沿岸漁業を営む者（河川以外の内水面における漁業を内容とする団体漁業権にあつては当該内水面において漁業を営む者、河川における漁業を内容とする団体漁業権にあつては当該河川において水産動植物の採捕又は養殖をする者））であつて当該漁業権の関係地区の区域内に住所を有するものの三分の二以上の書面による同意 <p>3 内水面における第五種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をすること</p>		
	受付機関	水産課	処理機関
		交付機関	水産課
		標準処理期間	60日
		標準経由期間	日
		目次	